加取得の方針、予定時期及び手続を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（第四十四条第一項各号に掲げる方法であって、同条第二項に掲げる基準（同項第三号に掲げる基準を除く。）に適合するものをいう。以下この号において同じ。）により提供する旨の定めがあるもの

ハ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等をした後に対象不動産の追加取得を予定する場合においては、当該対象不動産の売却等をした日から一年以内に対象不動産の追加取得をする旨の定めがあるもの

ニ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等をした日から一年以内に対象不動産の追加取得をすることができなかった場合においては、当該対象不動産の売却等により得られた金銭について出資総額に対する出資の割合に応じて事業参加者に対し返還する旨その他これに準ずる公正な定めがあるもの

ホ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の追加取得をしたときは、当該対象不動産の追加取得をした日から三十日以内に、事業参加者に対し、当該対象不動産の追加取得に係る対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示、当該対象不動産の追加取得をした日、当該対象不動産の追加取得の価格、譲渡人と不動産特定共同事業者等との関係、当該対象不動産の追加取得をした日における財産の状況、当該対象不動産により営む不動産取引の方法、修繕費、損害保険料その他の当該対象不動産を管理するために必要な費用の負担に関する事項、当該対象不動産の売却等の予定の有無及び当該対象不動産の売却等を予定する場合における当該対象不動産の売却等の手続を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨の定めがあるもの

ヘ　不動産特定共同事業者等は、次に掲げる行為をする場合においては、事業参加者に対し、当該行為に係る財産を特定するために必要な表示、当該行為の予定時期並びに当該財産の評価額及びその算出根拠を記載した書面を事前に交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨の定めがあるもの

(1)・(2)　（略）

ト　（略）

チ　追加募集を予定する場合にあっては、次に掲げる事項に関する定めがあるもの

(1)　不動産特定共同事業者等は、追加募集を開始する前に、事業参加者に対し、当該追加募集に係る出資予定総額、当該追加募集の方法、出資された財産により追加取得する対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示及び当該対象不動産により行う不動産取引の方法を記載した書面を交付する旨又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨

(2)　（略）

リ　不動産特定共同事業者等が対象不動産の変更をするときに、当該対象不動産の変更に係る対象不動産の選定並びに当該対象不動産の変更の時期及び方法に関し助言を受けることを内容とする契約を締結する場合にあっては、不動産特定共同事業契約の締結をするときに、当該助言を受けることを内容とする契約の相手方の商号若しくは名称又は氏名、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び当該契約の内容を記載する欄があるもの（当該契約の相手方が不動産投資顧問業者である場合にあっては、不動産特定共同事業契約の締結を

ハ　不動産特定共同事業者は、対象不動産の売却等をした後に対象不動産の追加取得を予定する場合においては、当該売却等をした日から一年以内に追加取得をする旨の定めがあるもの

ニ　不動産特定共同事業者は、対象不動産の売却等をした日から一年以内に対象不動産の追加取得をすることができなかった場合においては、当該売却等により得られた金銭について出資総額に対する出資の割合に応じて事業参加者に対し返還する旨の定めがあるもの

ホ　不動産特定共同事業者は、対象不動産の追加取得をしたときは、当該追加取得をした日から三十日以内に、事業参加者に対し、当該追加取得に係る対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示、当該追加取得をした日、当該追加取得の価格、譲渡人と不動産特定共同事業者との関係、当該追加取得をした日における財産の状況、当該対象不動産により営む不動産取引の方法、修繕費、損害保険料その他の当該対象不動産を管理するために必要な費用の負担に関する事項、当該売却等の予定の有無並びに当該売却等を予定する場合における当該売却等の時期及び手続を記載した書面を交付する旨の定めがあるもの

ヘ　不動産特定共同事業者は、次に掲げる行為をする場合においては、事業参加者に対し、当該行為に係る財産を特定するために必要な表示、当該行為の予定時期並びに当該財産の評価額及びその算出根拠を記載した書面を事前に交付する旨の定めがあるもの

(1)・(2)　（略）

ト　（略）

チ　追加募集を予定する場合にあっては、次に掲げる事項に関する定めがあるもの

(1)　不動産特定共同事業者は、追加募集を開始する前に、事業参加者に対し、当該追加募集に係る出資予定総額、当該追加募集の方法、出資された財産により追加取得する対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示及び当該対象不動産により行う不動産取引の方法を記載した書面を交付する旨

(2)　（略）

リ　不動産特定共同事業者が対象不動産の変更をするときに、当該変更に係る対象不動産の選定並びに当該変更の時期及び方法に関し助言を受けることを内容とする契約を締結する場合にあっては、当該契約の相手方の商号若しくは名称又は氏名、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び当該契約の内容の表示があるもの（当該契約の相手方が不動産投資顧問業者である場合にあっては、当該契約の相手方の商号又は名称、住所、その代表者の氏名、当該契約の内容及び当該登録を受けている旨の表示があるもの）